



福島医発第 0082号 (地)

平成 27 年 4 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、標記の件について、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて別添のとおり周知方依頼が参りました。

本件は、旧厚生省通知「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」について、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図ることを目的として別紙の改正がなされるものです。(改正の詳細は別紙「新旧対照表」を参照願います。)

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係機関へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続きを要しない場合を示しているのみであり、本通知により「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いが変更されるものではありません。また、採血については、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血に限定されておりますのでご留意願います。
- 2) 追って、本通知に関連して、日本医師会発出通知「医療機関外の場所で行う予防接種実施について」及び「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」を貴会宛に発出予定としておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
予防接種担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 4 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対し、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、旧厚生省通知「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成 7 年 12 月 15 日付日医発第 674 号（地 282）にて貴会宛に送付済。）につき、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から改正を行い、周知を依頼するものであります。詳細につきましては、新旧対照表をご確認ください。

なお、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと、並びに採血については、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血に限定されていることについてご留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下医師会及び関係医療機関等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

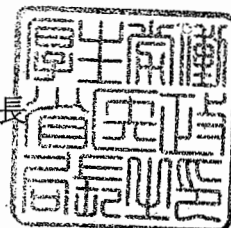
追って、本通知に関連して、「医療機関外の場所で行う予防接種実施について」（平成 27 年 4 月 6 日（地Ⅲ1））及び「「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」（平成 27 年 4 月 6 日（地Ⅲ2）。定期接種実施要領の一部見直し。）を貴会にお送りしておりますことを申し添えます。

医政発0331第12号

平成27年3月31日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医療機関外で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

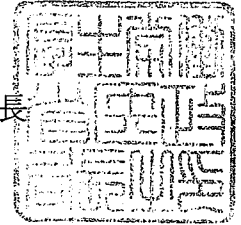
標記について、別添の通り、各都道府県知事あてに通知を発出いたしましたので、その内容について御了知いただきますとともに、貴団体会員等に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発0331第11号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

今般、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので通知します。

貴職におかれましては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回健診等の医療法上の取扱いについての周知をお願いします。

別添

○医療機関外での場所で行う健康診断等の取扱いについて

(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)

標記について、疾病予防、生活習慣病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外での場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、一般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外での場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む）、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。
 - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 巡回健診等を目的とした車輛又は船舶であつて当該車輛又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合
 - (イ) 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であつて、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で行う場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの

別添

(2) (1) による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とすること。

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
- ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画
- エ 健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類
- オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
- カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

- ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。
- イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
- ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあっては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

(4) (1) による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。

2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

○ 医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
○医療機関外の場所で行う健康診断<u>等</u>の取扱いについて （平成 7 年 11 月 29 日健政発第九二七号厚生省健康政策局長通知） 標記について、疾病予防、<u>生活習慣病</u>の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受ける<u>ことを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外の場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）</u>の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。 なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。 記 1 既存の病院又は診療所の事業として<u>巡回健診等</u>を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診<u>等</u>の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>、労働安全衛	○医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて （平成 7 年 11 月 29 日健政発第九二七号厚生省健康政策局長通知） 標記について、疾病予防、<u>成人病</u>の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断<u>（以下「巡回健診」という。）</u>に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受ける<u>ことを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。</u> なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。 記 1 既存の病院又は診療所の事業として<u>巡回健診</u>を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア <u>結核予防法</u>、労働安全衛生法等に基づく健康診断、<u>老人保健法</u>に基づ

生法等に基づく健康診断、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>に基づく<u>特定健康診査及び医療等以外の保健事業</u>としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、<u>予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）</u>、<u>地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等</u>（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。 イ（略） ウ 次のいずれかに該当するものであること。 （ア）巡回健診等を目的とした車輦又は船舶であって当該車輦又は船舶内において健康診断、<u>予防接種又は採血</u>を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合 （イ）<u>移動健診等施設</u>以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。<u>なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。</u>）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの （２）（１）による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。 ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地 ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画 エ <u>健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類</u>	く医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施する巡回健診（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。 イ（略） ウ 次のいずれかに該当するものであること。 （ア）巡回健診車又は巡回健診船であって当該車輦又は船舶内において健康診断を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診施設」という。）を利用する場合 （イ）<u>移動健診施設</u>以外の施設を利用して行われる巡回健診であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの （２）（１）による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。 ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地 ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画 エ 健康診断の項目
--	---

オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に (2) ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。

イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあつては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

(4) (1) による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手續を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。

2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手續をとるものとする。

オ 実施の目的、方法及び健康診断費用の徴収方法
カ 移動健診施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に (2) ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させること。

イ 巡回健診を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

ウ 医療法人が巡回健診を行う場合にあつては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

2 巡回健診が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診の実施場所ごとに診療所開設の手續をとるものとする。